

売り渡した土地等のその後の利用状況検査表

検査年月日

検査職員

所属

氏名

1 検査対象

売り渡した土地等及び 売渡しの相手方	別添売渡通知書の写しのとおり
-----------------------	----------------

2 検査表

売り渡した土地等					左の土地等の検査日の利用状況				備考
					用途内		用途外・未開墾		
所在	売渡時の 地目	面積 (㎡)	数量	用途	面積 (㎡)	数量	面積 (㎡)	数量	

3 売渡しの相手方及び立会人による確認

上記について確認しました。

売渡しの相手方	立会人
住所 氏名 印	所属 氏名 印

(記載要領)

2の「売り渡した土地等」欄の項目は、別添の売渡通知書から転記すること。

様式例第3号の2

買 収 計 画 書

表 紙

買戻第 号 ○ ○ 都道府県 ○ ○ 市町村 ○ ○ 地区買戻 ○ ○ 都道府県
--

(表面)

所有者	住所															
	氏名															
所 在				土 地			土地以外の物 件			年賦未済元金	延滞金	担保権の内容				
市町村	大字	字	地番	地目	面積(m ²)	売渡価格(円)	種類	数量	売渡価格(円)			担保権者住所	担保権者氏名又は名称	種類及び担保権の設定年月日	順位	被担保債権額及び弁済期日

(記載要領)

- 1 「所有者」欄の住所及び氏名については、法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「土地以外の物件」は、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所を記載する。
- 3 「担保権の内容」欄には、その土地の上にある先取特権、質権及び抵当権の種類、順位、被担保債権額、担保権の設定年月日、被担保債権の弁済期日、及び担保権者の住所、氏名又は名称を記載する。また、法人である場合には、1と同様に記載する。
- 4 買収する土地が年賦償還中のものについては、「年賦未済元金」欄にその金額を記載する。
- 5 買収する土地が差押中であるときは、欄外に「差押」及び差押債権者の氏名又は名称（国税滞納処分による差押中であるときは徴税庁の名称（税務署又は国税局））を記載する。

様式例第3号の3

旧農地法第72条第4項で準用する同法第50条第2項の規定に基づく通知

第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

都道府県知事 印

貴殿が先取特権、質権又は抵当権を有する下記の土地等について農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第72条第1項の規定による買収を行うこととなりましたので、対価の供託の要否を平成 年 月 日までに地方農政局長に申し出ることが必要であることを同条第4項において準用する同法第50条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所
- 2 土地等の所在、地目及び面積又は種類及び数量
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「地方農政局長」とあるのは、北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

(裏面)

(留意事項)

- 1 この買収令書は旧農地法第72条の規定により交付されるものです。
- 2 買収の期日までに国が対価の支払又は供託をしたときは、その土地等の所有権はその期日に国が取得し、それに関する権利（電線路施設用地の権利を除く）は消滅します。
- 3 この買収令書受領後対価を受け取るまでに相続があった場合は、国庫金送金通知書に指定された支払機関に次のものを御持参ください。
 - イ 被相続人の除籍謄本
 - ロ 対価支払請求権を相続した全員の印鑑証明書及び戸籍抄本
 - ハ 相続の放棄をした他の相続人の放棄承認書

(別紙)

所 在		土 地			権 利		立木又は工作物			所有者 の住所 氏名	備考
市町村 大字、字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	対価 (円)	種類	対価 (円)	種類	数量	対価 (円)		

(記載要領)

- 1 相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 この買収令書は、所有者が知れないとき、その他買収令書の交付のできない場合においても作成する。
- 3 「対価の支払額」欄には、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律を適用した金額を記載する。
- 4 「対価の支払方法」欄には、次の区分に従って記載する。
 - (1) 所有者に支払う場合
「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
 - (2) 供託する場合
「供託する。」と記載する。
- 5 「支払額内訳」欄の「備考」欄には、「氏名」別に「当地払いによって支払う。」又は「隔地払いによって支払う。」と記載する。
- 6 この令書の名あて人が、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合で、名あて人の保護者（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人）にこの令書を交付するときは、この令書の名あて人の戸籍謄本の外に各保護者を確認できる書類を徴収するものとする。
- 7 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第3号の5

公示第 号

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第72条第1項の規定による買収令書の交付をすることができないので、同条第4項において準用する同法第50条第3項の規定に基づき公示する。

平成 年 月 日

都道府県知事 印

記

1 買収土地等の表示

土地の表示						対価 (円)	権 利		立 木 又 は 工 作 物			所有者の住 所及び氏名 又は名称	備考
市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)		種類	対価 (円)	種類	数量	対価 (円)		

2 支払の方法

3 買収の期日

（記載要領）

「所有者の住所及び氏名又は名称」欄は、法人である場合、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。